

# さばトラななちゃんキャラクター等使用基準

## （目的）

第1条 若狭の鯖をイメージしたさばトラ柄の猫キャラクター（以下「キャラクター等」という。）は、鯖のまち若狭小浜を広く内外に周知するために制定した。その使用手続、使用方法について基準を定めることを目的とする。

## （権利）

第2条 キャラクター等に関する著作権、使用权など一切の権利は、小浜商工会議所に帰属する。キャラクター等を使用する場合は、必ず小浜商工会議所の承認を受けなければならない。なお要件として、小浜商工会議所会員であること。また、当該キャラクター等を使った商標の無断登録を禁止します。

## （定義）

第3条 キャラクター等とは、さばトラななちゃんキャラクター、ロゴ(文字)、マークをいう。

## （使用方法）

第4条 キャラクター等を使用する際には、定められた規格に従って使用しなければならない。キャラクター等の一部分だけの使用や、キャラクター等の変形、もしくは他の図形や、文字を重ねて使用してはならない。

2 キャラクター等の図案、規格、色は別表1のとおりとする。

## （使用承認申請）

第5条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ、さばトラななちゃんキャラクター等使用承認申請書（様式第1号）企画書（様式任意）及び審査にあたって、特に必要と認めた書類等を小浜商工会議所に提出しなければならない。その上で、小浜商工会議所街づくり委員会の審議のうえ、会頭の承認を受けなければならない。

2 キャラクター等を商品に使用しようとする者は、前項の書類の他に、商品見本（見本がない場合は見本図とする。）を添えて、小浜商工会議所街づくり委員会に提出しなければならない。

## （使用承認の決定等）

第6条 小浜商工会議所街づくり委員会は、前条に基づくキャラクター等使用承認申請があったときは、これを審査し、承認することが適当と認められる場合には、会頭がさばトラななちゃんキャラクター等使用承認書を当該申請者（以下「使用权取得者」という。）に交付するものとする。

(使用の不承認)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、キャラクター等の使用を承認しない。

- (1) さばトラななちゃんキャラクターのイメージを傷つけるおそれがあるとき
- (2) 小浜商工会議所が行う事業及び関連事業等の推進に支障をきたすおそれがあるとき
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用するおそれがあるとき
- (4) その他適当でないと認めるとき

(入会金・年会費)

第8条 キャラクター等の使用权取得者は、[ななちゃん友の会]に入会するものとする。

[ななちゃん友の会]入会金は、10,000円とする。年会費は3,000円とする。

(使用期限)

第9条 使用承認の日から5年以内とする。ただし更新は妨げない。

(使用承諾条件)

第10条 キャラクター等の使用承諾に際し付する条件は、別表2のとおりとする。ただし、会頭が認めるときは、条件の一部を修正し、または新たな条件を付することがある。

(完成品の確認)

第11条 使用权取得者は、その使用に係る完成品を小浜商工会議所に無償で提出し、キャラクター等の使用承認条件に適合することの確認を受けなければならない。

(使用承認の取り消し)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、使用承認を取り消し、あわせて使用物件の回収を求めることがある。

- (1) キャラクター等の使用承認条件が履行されない場合
- (2) 申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他、使用について不相当と認めた場合

附 則

この基準は、平成20年10月1日から適用する。